



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年3月9日火曜日 第2147号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	186
土地改良事業の工事の完了（3件）.....	186
保安林の指定の解除（2件）.....	186
公有水面埋立免許の出願.....	187
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	187
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	188
土地改良事業の工事完了の届出.....	193
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	193
道路の供用開始（"）.....	194
道路の区域変更（県道久万中山線）.....	194
道路の供用開始（"）.....	194

告 示

○愛媛県告示第259号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成22年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	社団法人全国社会保険協会連合会	平成25年2月28日まで

○愛媛県告示第260号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	いよ高縄地区	平成21年12月11日
農業用排水施設整備事業	いよ高縄地区	平成19年3月26日
ため池等整備事業	いよ高縄地区	平成20年11月11日
ほ場整備事業	いよ高縄地区	平成19年12月16日

○愛媛県告示第261号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	いよ高縄2期地区	平成21年3月25日
ため池等整備事業	いよ高縄2期地区	平成21年8月31日

○愛媛県告示第262号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成22年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備、農業用道路整備及び農地保全事業	津和地地区	平成22年1月26日

○愛媛県告示第263号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町近家乙5の35
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第264号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
西条市下島山字加納戸乙54の4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
土地改良事業用地とするため

○愛媛県告示第265号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局建設部及び西条市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月 9日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西条市

西条市明屋敷164番地

代表者 西条市長 伊藤 宏太郎

西条市大町244番地の4

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

西条市ひうち字東ひうち15番1から同市ひうち字東ひうち19番1を経て同市ひうち字東ひうち28番に至る間の地先公有水面

イ 区域

次の1点と2点を直線で結んだ線、3点と4点を直線で結んだ線及び1点と4点、2点と3点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D.L.+3.21メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち18番地の国土地理院「東ひうち」四等三角点）は、北緯33度56分52秒4198、東経133度12分53秒1352の地点

1点は、基点から真北265度11分50秒834.51メートルの地点

2点は、1点から真北80度33分48秒6.61メートルの地点

3点は、基点から真北166度32分41秒489.40メートルの地点

4点は、3点から真北156度13分23秒4.11メートルの地点

ウ 面積

8,997.52平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西条市ひうち字東ひうち29番から同市ひうち字東ひうち19番1を経て同市ひうち字東ひうち15番1に至る間並びに同市ひうち字東ひうち16番1から同市ひうち字東ひうち17番1を経て同市ひうち字東ひうち18番1に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からV点を順次直線で結んだ線及びV点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（西条市ひうち字東ひうち18番地の国土地理院「東ひうち」四等三角点）は、北緯33度56分52秒4198、東経133度12分53秒1352の地点

A点は、基点から真北267度36分27秒879.60メートルの地点

B点は、A点から真北80度33分48秒86.63メートルの地点

C点は、B点から真北169度16分26秒80.00メートルの地点

D点は、C点から真北260度33分47秒20.00メートルの地点

E点は、D点から真北169度16分28秒672.82メートルの地点

F点は、E点から真北81度13分21秒341.30メートルの地点

G点は、F点から真北37度34分06秒87.06メートルの地点

H点は、G点から真北66度17分50秒435.75メートルの地点

I点は、H点から真北156度13分29秒13.31メートルの地点

J点は、I点から真北246度25分03秒434.85メートルの地点

K点は、J点から真北216度35分11秒86.92メートルの地点

L点は、K点から真北261度13分21秒346.18メートルの地点

M点は、L点から真北169度16分16秒38.61メートルの地点

N点は、M点から真北259度17分17秒15.50メートルの地点

O点は、N点から真北169度16分12秒26.66メートルの地点

P点は、O点から真北212度08分23秒58.45メートルの地点

Q点は、P点から真北301度18分34秒13.13メートルの地点

R点は、Q点から真北31度54分02秒50.22メートルの地点

S点は、R点から真北349度15分52秒23.77メートルの地点

T点は、S点から真北259度17分15秒15.50メートルの地点

U点は、T点から真北349度16分02秒725.62メートルの地点

V点は、U点から真北260度33分49秒20.00メートルの地点

ウ 面積

53,087.99平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地 約4,910平方メートル

道路用地 約400平方メートル

水路用地 約3,690平方メートル

4 出願年月日

平成22年 1月13日

○愛媛県告示第266号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月 9日

愛媛県四国中央保健所長 河野 英明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

イトマン株式会社

四国中央市金生町下分681番地

代表取締役 伊藤俊一郎

2 事業場の名称及び所在地

イトマン株式会社

四国中央市金生町下分681番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号イ、ハ、ト、チ

4 変更しようとする事項の内容

排水水の汚染状態及び量の変更

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No1工場排水口

変更なし

備考 この他に雨水排水口が13箇所(今回1箇所廃止し、5箇所新設する。)ある。

○愛媛県告示第267号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年3月9日

愛媛県今治保健所長 上 田 昭

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

東洋繊維協同組合
今治市旭町五丁目4番地3
代表理事 田中 愛子

2 事業場の名称及び所在地

東洋繊維協同組合
今治市旭町五丁目4番地3

3 特定施設に関する事項

(1) 60玉チーズ糊付機 (No18)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第19号 ち 薬液浸透施設	
特定施設の能力	1回あたり270キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後15日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚排水 通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚排水 通常 450 最大 500
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚排水 通常 40 最大 60
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚排水 通常 2.0 最大 3.0

	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚排水 通常 2.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		濃厚排水 通常 20 最大 20

(2) 40玉チーズ染色機 (No19~21)

特定施設の種類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり180キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後15日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	洗浄排水 通常 7~9 最大 7~10 濃厚排水 通常 7~12 最大 7~13
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 80 最大 120 濃厚排水 通常 450 最大 500
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 70 最大 80 濃厚排水 通常 80 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 7.0 最大 11.0 濃厚排水 通常 10.0 最大 15.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 3.0 最大 6.0 濃厚排水 通常 4.0 最大 10.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		洗浄排水 通常 60 最大 85 濃厚排水 通常 50 最大 55

(3) オーバーマイヤー (No22、23)

特定施設の種類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり50キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後15日	

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	洗浄排水 通常 7~9 最大 7~10 濃厚排水 通常 7~12 最大 7~13
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 40 最大 80 濃厚排水 通常 400 最大 450
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 50 最大 60 濃厚排水 通常 50 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 9.0 最大 13.0 濃厚排水 通常 10.0 最大 15.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 3.0 最大 6.0 濃厚排水 通常 4.0 最大 10.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	洗浄排水 通常 25 最大 40 濃厚排水 通常 15 最大 20	

(4) オーバーマイヤー (No24~27)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり100キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後15日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	洗浄排水 通常 7~9 最大 7~10 濃厚排水 通常 7~12 最大 7~13
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 40 最大 80 濃厚排水 通常 400 最大 450

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 50 最大 60 濃厚排水 通常 50 最大 60
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 9.0 最大 13.0 濃厚排水 通常 10.0 最大 15.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 3.0 最大 6.0 濃厚排水 通常 4.0 最大 10.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		洗浄排水 通常 40 最大 60 濃厚排水 通常 30 最大 35

(5) 100kgリング染色機 (No28、29)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり100キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後15日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	洗浄排水 通常 6~8 最大 6~8 濃厚排水 通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 80 最大 100 濃厚排水 通常 450 最大 500
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 20 最大 30 濃厚排水 通常 30 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 3.0 最大 6.0 濃厚排水 通常 4.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	洗浄排水 通常 1.5 最大 3.0 濃厚排水 通常 2.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	洗浄排水 通常 40 最大 50 濃厚排水 通常 30 最大 35	

(6) 100kgスイングエース (No30)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり100キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後15日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	洗淨排水 通常 6~8 最大 6~8 濃厚排水 通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 80 最大 100 濃厚排水 通常 450 最大 500
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 20 最大 30 濃厚排水 通常 30 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 3.0 最大 6.0 濃厚排水 通常 4.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 1.5 最大 3.0 濃厚排水 通常 2.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	洗淨排水 通常 40 最大 50 濃厚排水 通常 30 最大 35	

(7) 500kg漂白機 (No31、32)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ヘ 漂白機及び漂白そう	
特定施設の能 力	1回あたり500キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後15日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	洗淨排水 通常 7~9 最大 7~10 濃厚排水 通常 7~12 最大 7~13
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 40 最大 80 濃厚排水 通常 400 最大 450
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 70 最大 80 濃厚排水 通常 80 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 3.0 最大 6.0 濃厚排水 通常 4.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 1.5 最大 3.0 濃厚排水 通常 2.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	洗淨排水 通常 110 最大 125 濃厚排水 通常 90 最大 100	

(8) 300kgリング染色機 (No33)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり300キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後15日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	洗淨排水 通常 6~8 最大 6~8 濃厚排水 通常 6~8 最大 6~8
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 40 最大 80 濃厚排水 通常 400 最大 450
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 30 最大 40 濃厚排水 通常 80 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	洗淨排水 通常 3.0 最大 6.0 濃厚排水 通常 4.0 最大 7.0

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	洗浄排水 通常 1.5 最大 3.0 濃厚排水 通常 2.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		洗浄排水 通常 80 最大 105 濃厚排水 通常 77 最大 94

(9) 糊拔施設 (No.34)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号 リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回あたり150キログラム	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後15日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間歇	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	4時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	濃厚排水 通常 7~8 最大 7~8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	濃厚排水 通常 400 最大 450
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	濃厚排水 通常 40 最大 60
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	濃厚排水 通常 4.0 最大 7.0
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	濃厚排水 通常 2.0 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	濃厚排水 通常 20 最大 30	

(10) 300kg糊拔施設 (No.35)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号 リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回あたり300キログラム	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後15日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間歇	

特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	8時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	濃厚排水 通常 7~8 最大 7~10
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	濃厚排水 通常 400 最大 450
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	濃厚排水 通常 40 最大 60
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	濃厚排水 通常 4.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	濃厚排水 通常 2.0 最大 6.0
		濃厚排水 通常 40 最大 50

(11) 3玉チーズ染色機 (No.36)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回あたり16.8キログラム	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後15日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間歇	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	4時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	濃厚排水 通常 7~10 最大 7~12
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	濃厚排水 通常 400 最大 450
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	濃厚排水 通常 40 最大 50
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	濃厚排水 通常 10.0 最大 15.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	濃厚排水 通常 4.0 最大 10.0
		濃厚排水 通常 1 最大 2

(12) チーズ染色機 (No37~40)

特定施設の種類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能力	1回あたり5.6キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後15日	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	濃厚排水 通常 7~10 最大 7~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚排水 通常 400 最大 450
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚排水 通常 40 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚排水 通常 10.0 最大 15.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	濃厚排水 通常 4.0 最大 10.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	濃厚排水 通常 0.5 最大 1	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No1 排水処理施設

設置年月日	昭和47年12月
処理施設の種類	化学処理
処理施設の型式	pH調整
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦10メートル、横11メートル、高さ4メートル
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル処理
汚水等の処理の方式	pH調整
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し

処理施設に	項目	処理前	処理後
よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~12 最大 7~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 425 最大 475	通常 425 最大 475
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 67 最大 84	通常 67 最大 84
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.3 最大 11.3	通常 7.3 最大 11.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.10 最大 8.11	通常 3.10 最大 8.11
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 950 最大 1,100	通常 950 最大 1,100

(2) No2 排水処理施設

設置年月日	昭和47年12月			
処理施設の種類	生物処理			
処理施設の型式	活性汚泥処理			
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製			
処理施設の主要寸法	縦11.6メートル、横32.4メートル、高さ5.5メートル			
処理施設の能力	1日当たり1,200立方メートル処理			
汚水等の処理の方式	活性汚泥処理			
処理施設の使用時間間隔	連続			
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間			
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し			
処理施設に	項目	処理前	処理後	
	よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 425 最大 475	通常 59 最大 84	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 67 最大 84	通常 63 最大 85	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.3 最大 11.3	通常 6.2 最大 10.4	

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 3.10 最大 8.11	通常 2.61 最大 7.37
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 950 最大 1,100	通常 950 最大 1,100

(3) No 3 排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和47年12月		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	pH調整		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦11メートル、横4メートル、 高さ4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,800立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	pH調整		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7~10 最大 7~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 61 最大 99	通常 61 最大 99
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 57 最大 67	通常 57 最大 67
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 5.8 最大 9.7	通常 5.8 最大 9.7
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2.40 最大 4.92	通常 2.40 最大 4.92
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,050 最大 1,400	通常 1,050 最大 1,400	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大
の値並びに汚水等の1日当たりの量

No 1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 60 最大 92
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 60 最大 75
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2.50 最大 6.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,000 最大 2,500	

○愛媛県告示第268号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 3月 9日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	蒼社川地区	平成15年3月25日
ほ場整備事業	法界寺地区	平成17年3月25日
農業用排水施設整備事業	明田地区	平成18年1月27日
ほ場整備及び暗渠排水事業	明田地区	平成19年3月16日
ため池等整備事業	鳥越地区	平成19年5月23日
ため池等整備事業	カシヤ熊地区	平成19年11月22日

○愛媛県告示第269号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月 9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	伊予市双海町高岸字岩ノ上甲1104番11	旧	メートル 5.0	キロメートル 0.015	
			新	10.2～11.3	0.015	

○愛媛県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	伊予市双海町高岸字岩ノ上甲1104番11	平成22年 3月 9日

○愛媛県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲764番2 から 同町二名甲1173番2まで	旧	メートル 6.0～7.0	キロメートル 0.062	
			新	9.1～10.4	0.062	

○愛媛県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 3月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲764番2 から 同町二名甲1173番2まで	平成22年 3月 9日